

物価高騰・米国関税対策にプロ人材のチカラを活用しませんか？
【新型】副業・兼業人材活用促進事業補助金
 の申請受付を8月29日から開始しました！

物価高騰や米国関税措置等の影響を受ける県内事業者の副業・兼業人材の活用を通じた経営課題解決を支援するため、新たな副業・兼業人材活用促進事業補助金の申請を受け付けています。

補助金の名称 副業・兼業人材活用促進事業補助金（物価高騰・米国関税措置対応型）

補助対象者 以下のいずれも満たす事業者

- ・物価高騰や米国関税措置等の影響を受ける建設業、製造業、商業・サービス業、医療・福祉業等の県内事業者
- ・長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業形態によりプロフェッショナル人材と業務に関する契約を締結した者

補助対象経費 等

補助対象経費	副業・兼業プロ人材の初回の活用に伴い発生する以下の経費 (1)登録人材紹介会社へ支払う紹介手数料等 (2)副業・兼業プロ人材へ支払う報酬 (3)県外の副業・兼業プロ人材が県内企業等を実際に訪れて業務に従事する場合に、当該県内企業が負担する当該副業・兼業プロ人材の移動費
補助上限額	1事業者当たり 50 万円
補助率	補助対象経費の合計の 10 分の8以内 (千円未満切り捨て)

受付期間 令和7年8月29日（金）～令和7年12月26日（金）

補助金詳細 県ホームページでご確認ください。
https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/chusho/fukugyoho/jokin_bukkadaka.html



申請・相談先 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点
 （一般社団法人長野県経営者協会内）
 メール：office@nagano-pro.com



長野県公式 LINE に登録ください！

「事業者サポート」に☑していただくと
 産業支援情報を受け取ることができます。
[登録はこちらから ⇒](#)



（問合せ先）
 担当：産業労働部 経営・創業支援課
 中小支援係 三島、石坂
 電話：026-235-7195（直通）
 E-mail：keieishien@pref.nagano.lg.jp